

「善通寺市犯罪被害者等支援条例（案）」の概要について

1. 条例制定の背景と目的

誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性があります。犯罪被害に遭うと、犯罪そのものにより被害を受けるだけでなく、それまでの日常が一変し長期にわたって様々な困難に直面する可能性があります。

そのため犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、それぞれの状況に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることが重要です。

国では、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

香川県においても令和3年に「香川県犯罪被害者等支援条例」が施行され、条例に基づき、相談体制の充実や見舞金の給付による経済的支援等の取組みがなされています。

このようなことから、本市でも犯罪被害者等に対する施策を推進し、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものです。

2. 条例（案）の概要

【基本理念】

全ての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。支援は犯罪被害者等の状況に応じて適切に、二次被害が発生することがないように配慮しながら、市と関係機関が連携して途切れることなく行われなければならないものとしします。

【市の責務】

市は、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携・協力して実施します。

【市民の責務】

市民は、犯罪被害者等が置かれている状況と犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が発生しないように配慮するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとしします。

【事業者の責務】

事業者は、市民の責務に加え、雇用する従業員などが犯罪被害者等であった場合に、犯罪被害に関係する裁判等の手続に適切に関与できるように、休暇等について配慮するように努めるものとしします。

【基本的施策】

市は、以下の施策を講じるものとします。

- (1) 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報提供を総合的に行うために必要な施策
- (2) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図り、日常生活を支援するための支援金の支給その他の必要な施策
- (3) 犯罪被害者等の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策
- (4) 被害時の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策
- (5) 市民と事業者が犯罪被害者等について理解を深めることができるよう、広報啓発その他の必要な施策
- (6) 民間支援団体への情報提供その他の必要な支援